

## 11. その他中心市街地の活性化に資する事項

### [1] 都市計画等との調和

#### (1) 伊勢市総合計画及び伊勢市都市マスタープランとの調和

本内容については、「10.中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」の「[1]都市機能の集積の促進の考え方」及び「[2]都市計画手法の活用」に記載している。

#### (2) 伊勢市景観計画との調和

良好な景観形成を図るため、平成20年3月に景観法に基づく景観行政団体となり、その翌年には本市固有の豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化に育まれた景観を後世に引き継いでいくため、景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めた伊勢市景観計画を策定している。このことは、総合計画においても記載されており、基本計画とも調和している。

### [2] その他の事項

#### (1) 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和7年度）との調和

本市では、神宮御鎮座のまちとしての豊かな地域資源を活用し、観光との調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指している。基本目標は政策分野ごとに、次の4つを設定している。

- ① 安定した雇用を創出する
- ② 伊勢への新しいひとの流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 暮らしやすい生活圏をつくる

「暮らしやすい生活圏をつくる」の、基本的方向及び具体的施策の中で、コンパクトなまちづくりとして中心市街地の活性化が謳われている。その中には、商工、観光、交通、まちなか居住等の観点から中心市街地活性化を目的とした伊勢市中心市街地活性化基本計画に基づき、にぎわいの創出や暮らしやすさの向上などに繋がる事業を官民連携で実施し、中心市街地商店街の活性化については、関係機関と連携して商店街が取り組む空き店舗対策やにぎわい創出づくりを支援するとあり、統合がとれた方針となっている。